



運転免許証を自主返納した高齢者への支援を拡充

運転免許証を自主返納した高齢者を対象として、循環バス等の公共交通機関を経済的な不安なく利用できるよう支援を拡充します。

1 開始日 令和7年4月1日(火)以降

2 概要

	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
支援内容	循環バス・デマンド型乗合タクシー共通回数券	
	12枚綴り×3セット(3,600円分)	12枚綴り×10セット(12,000円分)
申請期限	自主返納日から6月以内	自主返納日から1年以内
回数券の有効期限	交付日から1年間	なし(無期限)
対象者	65歳以上の市民で運転免許証を自主返納した方	

3 根拠例規 千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

4 その他 対象者向けの広報チラシは別紙のとおり
(千曲市役所、千曲警察署等で配布予定です。)

本件に関する問い合わせ先

千曲市企画政策部 総合政策課 交通政策係 (課長)木内 (担当者)吉村
電話(代表)026-273-1111(内線 4132) メールアドレス koutsuu@city.chikuma.lg.jp



運転免許証を返納された方へ

千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業

運転免許証を自主返納した高齢者が、循環バスやデマンド型乗合タクシーなどの公共交通機関を経済的不安なくご利用いただけるように、バス・デマンドタクシーで利用できる共通回数券を交付します。

【令和7年4月1日から回数券交付額を増額します】

循環バス・デマンド型乗合タクシー共通回数券

※120枚（12,000円相当）を交付（※増額前は36枚）

同時に、回数券の使用期限も見直し、「1年」→「無期限」とします

対象となる方

- ①運転免許証を自主返納した日から**1年以内の方**（6月以内から見直し）
- ②運転免許証の自主返納時に満65歳以上の方
- ③申請時、千曲市に住民登録されている方

※上記①～③のすべての要件を満たした方が対象となります。

※有効期限が切れたこと等により運転免許が失効された方は対象外ですので、ご注意ください。

手続き方法

- ①千曲警察署等で運転免許証の自主返納手続きを行います。
- ②警察署等で交付された『申請による運転免許の取消通知書』または『運転経歴証明書』と、『顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード等)』を持参のうえ、市役所4階総合政策課または上山田戸倉出張所までお越しく下さい（ご家族による代理申請も可能です）。

※回数券の増額を希望する方は、令和7年4月1日以降に市役所等で手続きしてください。